

役務提供型契約の規定方法

——日本の民法（債権法）改正における動向——

坂本 武憲

1 沿革からみた「役務提供型契約」規定の困難性

現代では多かれ少なかれ、取引の対象とされる物も役務も商品として扱われていますから、売買契約にあっても役務提供のための契約にあっても、顧客としての買主や役務受領者はそれら商品が提供する有用性の取得を目的として契約を締結することでは共通しています。しかし特に今日では、役務提供のための契約は次の点で物に関する売買契約と基本的に相違することも事実です。それは、商品の売買契約が取得させる有用性は、売主が不特定多数の買主候補者を想定して物を製造することにより備えさせた多少とも規格化・標準化されたそれであるのに対し、役務提供のための契約が取得させる有用性は、役務受領者（顧客）にとって個別的・特殊的なそれでありうるし、また実際にかかる有用性の取得を目的として契約がなされる例が顕著になってきているということです。

売買契約との対比でいま述べた特徴が、現代における役務提供のための契約に本来のものだとすれば、これを規律しようとする民法にはあるジレンマが付きまといま



わち、一方で役務提供のための契約をある基準で区別したいいくつかの規格化・標準化された契約類型を用意してそれらで規律しようとしても、それによって役務受領者に規格化・標準化された有用性を得させるだけとなるから、結果として個別的・特殊的な有用性の取得を目的とする契約が十全に承認されない

実情となります。かといって他方で民法が役務提供のための契約をすべて無名契約として、予めその妥当な規律のために典型契約の規定を全く用意しないとすれば、およそ私人間の財産取引について規律の基準を明示すべき民法典の使命が、この分野で疎かにされることになるでしょう。事実このジレンマは、既に 1896 年に公布された現行日本民法典の起草者をも免れさせてはおきませんでした。

現行民法典の起草者は、役務の提供を内容とする契約について、ある基準によりいくつかの典型契約に大別するとの方針を採りました。まず雇用と請負の法理上の区別に関しては「雇傭は勞力自身を目的として居りますし請負の方はその勞力の結果を終始目的として居ります」と説明しています。更に委任契約に関する審議では、委任と雇用の区別を明確にするため、委任を「法律行為」の委託とするか、より広く他人のための事務処理を委任に含めるか長時間の協議を重ね、一旦は「法律行為」の委託に限定する原案をまとめました。しかし後の整理会において「この節の規定は法律行為ではない事務の委託について準用する」との条文をこの節の末尾におくとの妥協策がとられました。こうして立法者は役務提供を目的とする契約について、雇用の規定に服させることが不都合な内容の事務処理の委託をより適切に規律するために、明確に区別できると考えていた雇用と請負の間に、役務提供を目的とした委任契約というものの存在を承認せざるをえなくなり、結果としてこれら三つの契約の区別を曖昧化することとなりました。

当然にもその後の学説は、大別されたこれら三つの典型契約に対して、それらに明確な区別を立てようと努力してきました。この努力の一応の到達点を示しますと、初めに雇用と有償委任について、雇用は役務を利用する使用者に指揮命令権があるのに対し、委任にあっては委任者の指図には限度があり、事務処理の仕方において主として受任者の経験・知識・能力に基づく裁量に任せられ独立性がある点でそれとは異なるとされます。続いて有償委任と請負との相違については、どちらも役務提供につき独立性を有する点では雇用と異なるが、しかし委任にあっては仕事の完成ではなく事務処理自体を目的としており、従って事務処理にあたった以上は完成しなくてもそれが受任者の責めに帰すべき事由によるものでなければ報酬を請求できるから、仕事完成についての危険を負担しない点においてそれとは異なるとされます。

2 民法（債権法）改正委員会の試案が採用した規定方法

近年になって実務界では、多様に展開される役務（サービス）提供取引の内には、民法でそれに対応すべき典型契約（雇用・請負・委任）のどれにもぴったりとはいえない契約があることが指摘され、そこから学界でもかかる役務提供型の契約ではその契約給付の特徴に目を向けた契約法を生成させて法体系の内に取り込むことの必要性が頻繁に説かれるようになっていました。今回の日本における民法（債権法）改正過程でもこの点が活発に議論され、まず学界有志と法務省立案担当者による改正検討委員会が2009年3月に提案した改正試案は、役務提供の態様という基準により契約の区別をなお主眼とする現行民法典のごとき立法主義よりは、役務受領者（顧客）が望む有用性の取得に向けた役務提供義務の負担という共通性の方に着眼しながら、なおその取得させるべき有用性の差異を構成しうる役務提供の態様での区別については、典型契約としての雇用・請負・委任の規定のどれにもあたらないまたはこれらの中間がありうることを前提とする立法主義の方が望ましいと考えました。そこで例えば、典型的な雇用と委任の間に生じうる役務受領者からの独立性（または従属性）に関する多様性や、典型的な委任と請負の間に存しうる結果達成への要求度の多様性に配慮する規定方法を採用しようとしたのです。そのような方法としてこの試案では、「各種の契約」の規定の内にまず第8章として「役務提供」という総合的な契約類型について規定する体裁をとり、この上位のカテゴリーに包含される個別的な契約類型として以後の9章から12章において請負・委任・寄託・雇用を規定するとの提案がなされています。

異例な立法の仕方ではありますので、かかる規定方法から何か不都合が生じないか、現行民法典のそれとの対比で十分な検討が必要なことはもちろんです。そのような対比で注目すべきは、現行民法典が一方で従属的な役務提供の極点を雇用で定め、他方では独立性ある役務提供の極点を請負で規定して、その間の独立性・従属性で多様な内容の契約を委任だけに包摂させようとしているのに対し、改正検討委員会試案では内容的に多様であることを前提とした役務提供契約という包括的な類型の下に個別的な契約類型とされる三つのものを従わしめることがあります。しかしこれでは、役務提供の独立性・従属性の基準の相対化・融合化が前提となるため、相互の内容的な相違を際立たせえないということになります。果たして内容的に融合化してきていることが否定できない役務提供型契約を規律するためには、やはり融合化・相対化を前提とする典型契約の規定を準備して対処することが、立法技術的にも適切なのでしょうか。

3 法制審議会の中間試案における規定方法

確かに、現代の役務提供型契約では役務受領者が個別具体的に望む有用な役務の確保が重要であり、それゆえに役務提供の仕方について固定化された内容の契約類型に無理に押し込めて、内容的多様性に配慮しない立法が望ましくないことは確かです。しかし、役務提供の従属性・独立性について雇用契約と請負契約によって両方の極点を定めるとともに、その中間に属する内容の従属性・独立性をもつ役務提供契約は委任契約の内での度合いに応じた規律をする建前での現行民法典が採用した立法には、これら三つの契約に統一した目安を市民に与えることのできる利点があり、これに反して改正委員会の試案では役務提供型契約については統一した基準のない流動的で場当たりのな解決がなされるのではとの懸念を市民にもたせる恐れがあります。

このようなこともあって、本年2月に法務省法制審議会（債権法部会）が公表した中間試案では、改正検討委員会が提案した規定方法ではなく、基本的に現行民法典が採用した規定方法に戻されています。そのうえで委任契約には委託される役務提供の多様性に対応できる規定が新たに用意されています。三つの契約を貫く統一した基準があることを示しながら、委託される役務提供の多様性には雇用と請負という極点の間に位置する委任の規定を多様化することにより対処するという、現行民法典の起草者が採用した方針に立ちながら更なる進展をめざす案であり、私も今はこちらの規定方法の方がベターであると評価しています。

4 まとめ

私の知識は乏しいのですが、貴国では2015年から20年の間に民法典の完成が目指されていると伺っております。その作業の中であって貴国でも進行している役務提供の多様性に対して、いかなる立法により対処すべきかが検討されてきたことと思います。そのような貴国での検討に、日本で現在行われている民法（債権法）改正における動向の紹介が幾分でも参考になりますことを願ひまして、結びとさせていただきます。

（通訳：劉 濤）

日時：平成25年7月2日午後2時～3時30分

場所：南開大学法学院本館 303 教室



(交流協定調印前の協議会)

(交流協定調印式)



(交流協定調印式後の記念品交換)